



KONOIKE
GROUP

第83回 定時株主総会 招集ご通知

🕒 日時 / 2023年6月22日(木曜日) 午前10時
受付開始 午前9時

🏢 場所 / HK 淀屋橋ガーデンアベニュー 2階
当社大阪本社 大会議室
大阪市中央区伏見町四丁目3番9号

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

📁 決議事項

議 案 | 取締役5名選任の件

インターネット等及び書面による議決権行使期限



2023年6月21日(水曜日)

午後5時45分まで

鴻池運輸株式会社

証券コード9025

株主様へのお願い

- 株主総会にご出席される株主様は、開催日現在の新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認の上、ご出席賜りますようお願い申し上げます。
- 株主総会会場において、株主様や関係者の安全に配慮した感染防止措置を講じますので、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

目次

■ 株主の皆様へ	1
■ 第83回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
議 案 取締役5名選任の件	6
■ 事業報告	12
■ 計算書類等	41
■ 監査報告	45



【企業理念】 「人」と「絆」を大切に、
私たちの使命 社会の基盤を革新し、
新たな価値を創造します

代表取締役会長兼社長執行役員

鴻池 忠彦

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本状を持ちまして、第83回定時株主総会を2023年6月22日（木曜日）に開催するにあたっての招集をご通知申し上げます。

当社では2030年ビジョンの実現に向け、2023年3月期より2025年3月期を最終年度とする中期経営計画をスタートしました。「人と技術のシナジーで時代とともに変化する『期待を超える価値』を創造しよう」という基本方針のもと、「革新への挑戦」「安全・安心の追求」「サステナビリティの追求」「収益力の向上」の4つを重点事項と定めて取り組みを進めています。

中期経営計画の財務目標である営業利益160億円の達成に向けて、初年度は想定を上回る進捗を遂げ、過去最高益を更新しました。さらなるサービスの強化と収益力の向上を目指し、支店経営力の強化を目的とした業務再編を行うなど、将来を見据えた取り組みも行っています。

非財務目標に掲げている「環境」「人」「技術」の項目についても、それぞれ目標を定めて取り組んでいます。そのうち「人」については、社員が健康で幸福な働き方を実現することで生産性や創造性の向上に繋がるため、当社の重要な経営課題として人的資本経営を推進しています。これにより、既存の枠組みにとらわれない柔軟な発想ができる人材を育成し、顧客への提供価値の最大化を目指してまいります。

今後も、株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの皆様にご信頼され、成長し続ける会社を目指してまいりますので、一層のご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

証券コード：9025
(発信日) 2023年5月31日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月30日

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号

鴻池運輸株式会社

代表取締役会長 鴻池 忠彦
兼 社長 執行役員

株主各位

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第83回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、次のいずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.konoike.net/ir/meeting/>



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9025/teiiji/>



電子提供措置事項は、上記の各ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、次の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「鴻池運輸」又は証券コード「9025」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2023年6月21日（水曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告



日時 2023年6月22日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)



場所 大阪府中央区伏見町四丁目3番9号
HK 淀屋橋ガーデンアベニュー2階 当社大阪本社 大会議室
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。



目的事項

報告事項

1. 第83期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

議案 取締役5名選任の件

以上

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ①業務の適正を確保するための体制に関する事項 ②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 ③連結注記表 ④計算書類の株主資本等変動計算書 ⑤個別注記表従って、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を2ページに記載の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
お手数ですが、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2023年6月22日（木曜日）
午前10時

株主総会にご出席されない場合



インターネットによるご行使

下記の行使期限までに当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にて議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は5ページをご参照ください ▶

行使期限

2023年6月21日（水曜日）
午後5時45分



郵送（書面）によるご行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2023年6月21日（水曜日）
午後5時45分

議決権を重複行使された場合のお取扱いについて

インターネット等と書面による方法の双方で議決権を重複してご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回数、議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権行使書に賛否の表示がない場合のお取扱いについて

書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

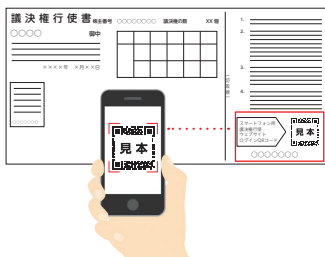
株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

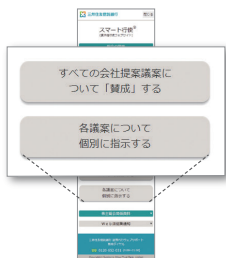
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点がございましたら、右記にお問い合わせください。よろしくお願い申し上げます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

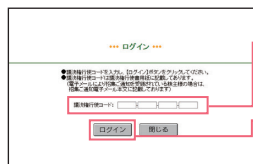
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

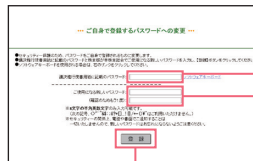
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力


実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 0120-652-031 受付時間
午前9時～午後9時

ご注意事項

- ・ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ・ パスワードは、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ください。
- ・ パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案の内容は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関である「人事・報酬委員会」からの答申を受けた上で、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号／氏名	現在の当社における地位及び担当
1 このう いけ ただ ひこ 鴻 池 忠 彦 再任	代表取締役会長 兼社長執行役員 取締役会議長 人事・報酬委員会委員
2 このう いけ ただ つぐ 鴻 池 忠 嗣 再任	取締役専務執行役員 国際統括担当兼技術革新担当
3 おお た よし ひと 大 田 嘉 仁 再任 社外 独立役員	社外取締役 人事・報酬委員会委員長
4 ます やま み か 増 山 美 佳 再任 社外 独立役員	社外取締役 人事・報酬委員会委員
5 ふじ た たい すけ 藤 田 泰 介 再任 社外	社外取締役 人事・報酬委員会委員



候補者
番号

1

再任

このいけただひこ

鴻池忠彦

(1953年11月7日生)

所有する当社株式の数

2,575,410株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1976年 4月	株式会社鴻池組 入社	2018年 4月	同 代表取締役兼社長 執行役員
1981年 4月	当社 入社	2021年 4月	同 代表取締役社長 執行役員
1983年12月	同 常務取締役	2021年 6月	同 代表取締役会長兼 社長執行役員（現任）
1987年12月	同 専務取締役		
1989年12月	同 代表取締役副社長		
2003年 6月	同 代表取締役社長		

（重要な兼職の状況）

大阪港総合流通センター株式会社
代表取締役副社長

取締役会出席回数

17回 / 17回 (100%)

取締役候補者とした理由

鴻池忠彦氏は、長年にわたり当社の代表取締役として経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、2003年から社長として優れたリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上を牽引してまいりました。これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者
番号

2

再任

このいけただつぐ

鴻池忠嗣

(1982年11月30日生)

所有する当社株式の数

1,623,444株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2006年 4月	株式会社三井住友銀行 入行	2018年 4月	同 取締役兼専務執行役員
2013年 4月	当社 入社	2019年 4月	同 取締役兼専務執行役員、 新事業開発管掌、新事業開発本部 本部長
2014年 7月	同 経営企画本部 部長	2021年 4月	同 取締役専務執行役員、 海外管掌兼技術革新管掌
2016年 4月	同 執行役員	2022年 4月	同 取締役専務執行役員、 国際統括担当兼技術革新担当（現任）
2017年 4月	同 常務執行役員		
2017年 6月	同 取締役兼常務執行役員		

取締役会出席回数

17回 / 17回 (100%)

取締役候補者とした理由

鴻池忠嗣氏は、金融機関での実務経験や当社での経営企画部門及び国際物流事業における豊富な経験と実績を有しております。また、現在は国際及び技術革新部門の担当役員として、中長期を見据えた事業戦略を策定し実行しております。これらのことから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて、十分な役割を果たすことができると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 **3**
 おおたよしひと
大田嘉仁
 (1954年6月26日生)

所有する当社株式の数

0株

再任
 社外
 独立役員

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1978年4月	京セラ株式会社 入社	2018年6月	当社 社外取締役 (現任)
2003年6月	同 執行役員	2019年9月	株式会社MTG 会長
2010年6月	同 取締役執行役員常務	2019年12月	株式会社MTG 取締役会長 (現任)
2010年12月	日本航空株式会社 専務執行役員		
2015年12月	京セラコミュニケーションシステム株式会社 代表取締役会長		
2017年4月	同 顧問		

〔重要な兼職の状況〕

株式会社MTG 取締役会長

取締役会出席回数

17回 / 17回 (100%)

社外取締役在任期間

5年

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大田嘉仁氏は、経営者として幅広い業種を経験されているほか、様々な団体の要職に就任されてきたことから、高い見識と豊かな経験、優れた能力を備えられており、これまでも客観的な視点から当社の経営全般への様々な指導をいただいております。引き続き、これらの見識・経験に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号 **4**
 ますやまみか
増山美佳
 (1963年1月6日生)

所有する当社株式の数

0株

再任
 社外
 独立役員

略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1985年4月	日本銀行 入行	2017年3月	サントリー食品インターナショナル株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
1991年9月	Cap Gemini Sogeti 国際マーケティング・ディレクター	2019年3月	コクヨ株式会社 社外取締役 (現任)
1992年11月	ジェミニ・コンサルティング・ジャパン シニアコンサルタント	2019年6月	当社 社外取締役 (現任)
1997年6月	エゴンゼンダー株式会社 入社		
2004年1月	同 パートナー		
2016年10月	増山 & Company 合同会社 代表社員社長 (現任)		

〔重要な兼職の状況〕

増山 & Company 合同会社 代表社員社長
 サントリー食品インターナショナル株式会社 社外取締役 (監査等委員)
 コクヨ株式会社 社外取締役

取締役会出席回数

17回 / 17回 (100%)

社外取締役在任期間

4年

▶ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

増山美佳氏は、コーポレート・ガバナンス、人材・組織及びM&A等の分野における豊富な経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に向けて専門的な見地から指導をいただいております。引き続き、これらの見識・経験に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者
番号 **5** **再任**
社外

ふじ た たい すけ
藤田 泰介
(1970年7月11日生)
所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2012年 2月	Unleash Capital Pte. Ltd. 設立
2000年11月	モルガン・スタンレー証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社	2012年12月	Orbis Investments Management Ltd. 入社
2002年 6月	スパークス・アセット・マネジメント株式会社入社	2014年 9月	Asian Energy Investments, Pte. Ltd. 入社
2006年 3月	Taiyo Pacific Partners LP 入社	2016年 5月	アムンディ・ジャパン株式会社 入社
		2020年 7月	当社 社外取締役（現任）
		2022年 6月	株式会社ホギメディカル 社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

株式会社ホギメディカル 社外取締役

取締役会出席回数

17回 / 17回（100%）

社外取締役在任期間

3年

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

藤田泰介氏は、国内外資本市場における豊富な経験及び見識と、経営・経済に関するグローバルな知見を有しており、客観的な視点から当社の経営全般への様々な指導をいただいております。引き続き、これらの見識・経験に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 鴻池忠彦氏が代表取締役副社長を務める大阪港総合流通センター株式会社は、当社と同一の営業の部類に属する営業を行っていることから競業関係にあります。
藤田泰介氏と当社との間で、2022年7月1日から2023年6月30日までコンサルティング契約を締結しております。
その他各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大田嘉仁氏、増山美佳氏及び藤田泰介氏は社外取締役候補者であります。
3. 大田嘉仁氏及び増山美佳氏は、当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。なお、「社外役員の独立性に関する基準」については、11ページをご参照ください。
4. 大田嘉仁氏、増山美佳氏及び藤田泰介氏は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を当社と締結しております。当社は、本議案において各氏が選任されますと、各氏との間で同契約を継続する予定であります。
5. 当社は、各取締役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約の内容の概要は事業報告の29ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該補償契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の30ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

(ご参考)

スキルマトリックス

	役員	現在の地位等	企業経営・ 事業経験	国際性	サステナビ リティ/ESG	人事・ 人材開発	新事業 /M&A	技術・ 研究開発	ICT・ DX	財務・ 会計	法務・ リスクマネ ジメント	資本市場
取締役	鴻池 忠彦	代表取締役会長兼社長執行役員 取締役会議長 人事・報酬委員会 委員	○	○	○							○
	鴻池 忠嗣	取締役専務執行役員	○	○				○	○			
	大田 嘉仁	社外取締役（独立） 人事・報酬委員会 委員長	○	○			○					○
	増山 美佳	社外取締役（独立） 人事・報酬委員会 委員	○	○	○	○						
	藤田 泰介	社外取締役 人事・報酬委員会 委員	○	○						○		○
監査役	大谷 貢	監査役（常勤）	○							○	○	
	小林 寛昭	監査役（常勤）	○						○	○		
	藤原 裕	社外監査役（独立）	○	○						○		○
	星 千絵	社外監査役（独立）									○	

※上記一覧表は、取締役・監査役の有するすべての知見・経験等を表すものではありません。

社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、会社法及び株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当社は当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社に対する独立性を有しているものと判断します。

- ① 当社グループの主要な取引先^(注1)又はその業務執行者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者^(注2)又はその業務執行者
- ③ 当社グループから役員報酬以外に、多額^(注3)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ④ 当社グループから多額の寄付^(注4)を受けている者又は法人、組合等の理事その他の業務執行者
- ⑤ 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者^(注5)
- ⑥ 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- ⑦ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑧ 当社グループの業務執行取締役、執行役員が業務執行者に就任している法人の業務執行取締役、執行役、執行役員
- ⑨ 上記5から8のいずれかに過去3年間において該当していた者
- ⑩ 上記1から8までのいずれかに該当する者が重要な者^(注6)である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- (注) 1. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払を当社グループに行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払を当社グループから受けた者をいう。
3. 多額とは、個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該財産の合計額が、当社の直近事業年度において年間1千万円以上、法人、組合等の団体である場合は、当社グループから受け取った当該財産の合計額が、当該団体の直近事業年度において当該団体の年間連結売上高若しくは年間総収入額の2%以上の場合をいう。
4. 多額の寄付とは、個人の場合は、当社グループから受け取った寄付の合計額が、当社の直近事業年度において年間1千万円、法人、組合等の団体である場合は、当社グループから受け取った寄付の合計額が、当該団体の直近事業年度において当該団体の年間連結売上高若しくは年間総収入額の2%を超えている場合をいう。
5. 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。
6. 重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、部門長等の重要な業務を執行する使用人をいう。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

売上高	3,118億40百万円	前連結会計年度比	3.5%増	↑
営業利益	132億43百万円	前連結会計年度比	28.7%増	↑
経常利益	142億81百万円	前連結会計年度比	20.6%増	↑
親会社株主に 帰属する当期純利益	83億1百万円	前連結会計年度比	3.9%増	↑

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の段階的な緩和に伴い、経済活動は徐々に正常化に向け進む一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に伴う資源・エネルギー価格高騰や継続的な円安、諸外国におけるインフレの進行などによる物価高騰、コロナ禍による生活様式変容による消費減退など、先行きは極めて不透明な状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは2025年3月期を最終年度とする中期経営計画をスタートし、「人と技術のシナジーで時代とともに変化する『期待を超える価値』を創造しよう」という基本方針のもと取り組みを進めてまいりました。事業環境変化による影響に対しては、適正単価の収受を始めとする収益改善等の取り組みを継続し、着実に成果が出ているものと捉えております。2023年2月には新設倉庫を含む近郊3拠点の冷凍倉庫の業務の再編を目的に埼玉県越谷市において新冷凍・冷蔵倉庫を稼働させました。これは、首都圏における冷凍・チルド食品の需要増への対応強化に加え、顧客ニーズへの最適化と運営効率化による収益力向上を図るものです。

また、空港関連については、2022年10月以降の水際対策の緩和により、徐々に回復傾向にあり、今後より一層の復便が進むものと考えております。そのような中、引き続き人材教育や人材確保など復便や増便に向けた体制の整備に努めるとともに、受託領域拡大にも取り組んでまいります。

当連結会計年度における経営成績については、得意先の生産は概ね堅調に推移したことや主に生産請負作業での単価アップに加えて、空港関連での国内・国際旅客便の復便等での取扱量増加、各国経済状況の回復に伴う取扱量の増加、大型案件の受注等の増収要因があったため、作業の終了や一部得意先の減産、下半期の欧州向け航空貨物の需要減退・運賃の相場下落があったものの、売上高は3,118億40百万円（前連結会計年度比104億67百万円、3.5%増）となりました。

利益については、燃料価格や電気・ガス料金の高騰はあったものの、増収の効果に加え、本年度4月よりスタートした「新中期経営計画2023年3月期～2025年3月期」の基本方針である収益力の向上に取り組み、適正単価の収受、業務効率化等を進めた結果、営業利益は132億43百万円（同28.7%増）、経常利益は142億81百万円（同20.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は83億1百万円（同3.9%増）となりました。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。なお、セグメント利益は一般管理費控除前の営業利益であります。

複合ソリューション事業

売上高

1,888億73百万円

前連結会計年度比

4.2%増



セグメント利益

129億91百万円

前連結会計年度比

27.1%増



鉄鋼関連における生産請負作業での単価アップや大口スポット作業の獲得、空港関連における国内・国際旅客便の復便や受託領域の拡大、環境・エンジニアリング関連における大型工事の受注、食品プロダクツ関連における得意先増産や新拠点の稼働、それに伴う倉庫・輸送取扱量の増加の一方、震災復興作業の終了、食品関連における一部得意先の減産もあり、売上高は1,888億73百万円（前連結会計年度比4.2%増）となりました。

利益は、燃料価格や電気・ガス料金の高騰はあったものの、増収効果に加え、適正単価の収受及び徹底した業務効率化により収益改善に努め、129億91百万円（同27.1%増）となりました。

国内物流事業

売上高

526億88百万円

前連結会計年度比

1.8%増



セグメント利益

30億46百万円

前連結会計年度比

2.1%増



食品関連における定温貨物の取扱量の増加や生活関連における食料品や通販物流センターの取扱量の増加により、売上高は526億88百万円（前連結会計年度比1.8%増）となりました。

利益は、電気料金や燃料価格の高騰、新規業務立上等による一時費用の発生はあったものの、増収効果に加え適正単価の収受及び業務効率化等により収益改善に努めた結果、30億46百万円（同2.1%増）となりました。

国際物流事業

売上高

702億61百万円

前連結会計年度比

2.9%増



セグメント利益

35億54百万円

前連結会計年度比

8.7%増



ベトナム・アメリカ・インド等の経済回復に伴う取扱量の増加、大型案件の獲得があったため、下半期の欧州向け航空貨物の需要減退・運賃の相場下落があったものの、売上高は702億61百万円（前連結会計年度比2.9%増）となりました。

利益は、取扱量の増加等により35億54百万円（同8.7%増）となりました。

(事業別売上高の状況)

	金額	構成比
複合ソリューション事業	188,873百万円	60.6%
国内物流事業	52,688百万円	16.9%
国際物流事業	70,261百万円	22.5%
合 計	311,840百万円	100.0%

(注) 1. 上記記載金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記合計金額には、「その他」の売上高15百万円が含まれております。なお、「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ソフトウェア開発及び保守業務、情報処理受託業務等を含んでおります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は69億29百万円であります。

- 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修
 - 複合ソリューション事業 倉庫増設（長野県安曇野市）
 - 国際物流事業 当社連結子会社 KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA,INC.倉庫増設（米国カリフォルニア州ロサンゼルス）
 - 全社共通 研修センター新設（大阪府豊中市）

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

会社の経営の基本方針

当社グループが、革新を続け持続的成長を果たすために、企業理念を「『人』と『絆』を大切に、社会の基盤を革新し、新たな価値を創造します」とし、当社グループが長い歴史の中で築いてきた信頼と信用、その根幹をなすすべてのサービスの安全・品質に込める強い想いと誇りを示しております。そして、その使命を果たすことを皆様にお約束するために、ブランドメッセージを「私たちの約束：期待を超えなければ、仕事ではない」とし、その「私たちの約束」を具現化するため、全従業員の行動指針として「私たちの覚悟」を定めております。



また、2022年5月には、2030年ビジョンとして「技術で、人が、高みを目指す」と定めました。事業環境が大きく変化し、将来の予測が難しい時代にあっても、当社グループの持続的な企業価値の向上には人の成長が不可欠であることに変わりありません。一人ひとりが能力を磨き、真価を遺憾なく発揮できる環境を整えると同時に、当社グループの現場に長年蓄積されたノウハウをはじめとする有形・無形の財産である幅広い技術を活用し、業務改善・改革に取り組み、その過程で従業員一人ひとりが成長する。このような循環を作りだしてまいりたいと考えております。

そして、「高み」を目指すための3つの指針を下記の通り示し、これらを具現化していくことにより、2030年ビジョンを実現してまいります。

KONOIKEグループが2030年に目指す姿

技術で、人が、高みを目指す

先端テクノロジーを使いこなす次世代KONOIKEスピリットで、お客さまと社会の課題解決を図る「現場のあり方」を進化させていきます。

「高みを目指す」とは…

1. 新技術を活用し、現場の更なる安全確保と改善・工夫を進め、一人ひとりの創造性を高める豊かな働き方を実現していく。
2. 匠の“暗黙知”を、みんなが使えるグループ共通資産という“強み”に変えていき、変化対応力のDNAに磨きをかけていく。
3. 安全・安心の水準を高め、次世代の事業創出力を強化し、サステナブルな社会基盤創造へさらなる革新を実現していく。

注：技術とは、新技術・DX等のデジタル技術と従業員個人や現場にあるアナログ技術（改善活動、安全な環境づくり、品質など）との組み合わせを含む幅広い『無形資産』を指す

なお、2030年ビジョンの財務目標は次表の通り、営業利益250億円、ROE10%以上とし、売上高4,500億円は実現に向けたガイドラインと位置付けております。これは、売上高に偏った成長を追うのではなく、幅広い技術の活用をはじめとした創意工夫により、お客様や社会の困りごとを解決し、高い利益成長を図っていくことを意図しております。加えて、サステナビリティの観点から「環境」「人」「技術」の非財務目標を掲げております。

従業員全員が2030年ビジョンを共有することで、一人ひとりが成長意欲を持ち、活躍できる風土づくりを進めることで、目標達成に邁進してまいります。

2030年ビジョン [2031年3月期経営目標]

財務目標	売上高 ※	4,500億円
	営業利益	250億円
	ROE	10%以上
非財務目標	環境	CO2排出量35%削減（2019年3月期比）
	人	経営戦略に基づく人材育成の推進 従業員の働き甲斐（エンゲージメント）の向上
	技術	技術革新・DXによる自動化・省力化 労働環境改善による「安全」の絶えざる追求

※売上高はガイドラインとする。

中期的な会社の経営戦略・対処すべき課題

2023年3月期の当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルスの影響が徐々に緩和し、経済活動の正常化が進む一方で、2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻の長期化によるエネルギー価格の上昇や諸外国のインフレ進行と円安による輸入価格上昇を主とした物価高で消費が減退する等、厳しい経営環境のもと推移いたしました。しかしながら、継続した適正単価の収受や効率化の取り組み、部門間連携による事業間シナジーの創出等により、空港関連が依然として厳しいなかにおいても、売上高は3,118億円、営業利益132億円、ROE7.1%となりました。

当社グループでは2030年ビジョンの実現に向け、2023年3月期～2025年3月期までを対象期間とする中期経営計画を進めており、初年度としては、一定の成果が見られたものと捉えております。しかしながら、事業環境が大きく変化し、将来の予測が難しい時代にあって、従来の延長線上の取り組みのみでは2030年ビジョンの実現は容易ではありません。また、2024年4月より適用されるドライバー・建設業の時間外労働時間の上限規制適用等もあり、人手不足という課題は、中長期的な国内生産年齢人口の減少等と相まってさらに深刻化するものと考えております。また、AI、IoT、ビッグデータ、ロボットの活用により代表される技術革新の進展により長期的にあらゆる業界において自動化・省人化が進んでいくと考えられ、当社グループの業務においても新技術を取り入れながら業務を改革・革新することが急務であると捉えております。このような課題に対し、当社グループはこれらを脅威ではなく機会として捉え、新たな領域拡大に繋げることが不可欠と考えております。

そのため、中期経営計画では、「人と技術のシナジーで時代とともに変化する『期待を超える価値』を創造しよう」という基本方針を定め、当社グループの強みである人と、現場でのノウハウや新技術の活用により、さらなる収益力伸長、企業価値の向上を実現すべく、次の4つの重点事項を定めました。これらの取り組みを引き続き進め、中期経営計画の確実な達成を目指します。

重点事項

① 革新への挑戦

注力事業における挑戦（含M&A）、技術の活用とDX並びに協業による挑戦、人的資本強化

② 安全・安心の追求

より安全・安心な職場環境・社会の実現、安全人づくり

③ サステナビリティの追求

全員参加で豊かな社会の実現

④ 収益力の向上

革新への挑戦による収益性・効率性の向上、収益の改善継続

主要目標と進捗

中期経営計画では、従来の売上高・営業利益といった事業規模や成長性を示す指標、自己資本当期純利益率（ROE）といった資本効率性を示す指標に加えて、2030年ビジョンと同様に「環境」「人」「技術」といった非財務目標を掲げ、進捗をモニタリングしております。

		2025年3月期 中期経営計画最終年度
財務目標	売上高	3,320億円
	営業利益	160億円
	ROE	8.0%
非財務目標	環境	CO2排出量20%削減（2019年3月期比）
	人	<ul style="list-style-type: none"> 経営戦略に基づく人材育成の推進 従業員の働き甲斐（エンゲージメント）の向上
	技術	<ul style="list-style-type: none"> 技術革新・DXによる自動化・省力化 労働環境改善による「安全」の絶えざる追求

財務方針

中期経営計画においては、2030年ビジョンの達成と企業価値の持続的な向上を目指し、成長投資に加え、技術革新・DX投資、M&A、荷役機器更新等の一定の投資が必要と考えておりますが、投資判断にあたっては、資本コストを踏まえたNPVとROICを基準に審議を行った上で、戦略との整合性を勘案し判断しておりません。

投資枠としては、営業CF450～500億円（3カ年累計）を前提にその枠内での設備投資・M&A・株主還元を計画しております。

また、財務規律については、投資余力・最適資本構成・株主還元余力のバランスを考慮した以下の各項目を維持し、財務健全性を確保してまいります。

- ・ DEレシオ0.8倍以下
- ・ 自己資本比率40%以上
- ・ 格付けA-以上

株主還元については、下記の方針により、安定的な株主還元を目指してまいります。

- ・ 2023年3月期は1株当たり配当金水準（年36円）に復帰。
- ・ 以降は原則その水準の維持向上に努める。
- ・ 事業環境及び財務状況に応じ機動的な自己株式取得も今後検討の選択肢とする。

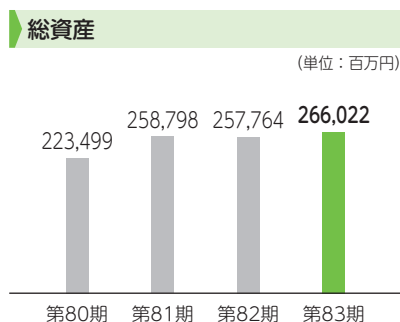
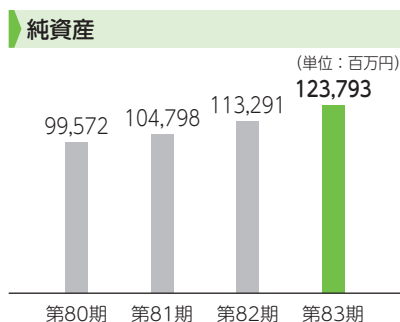
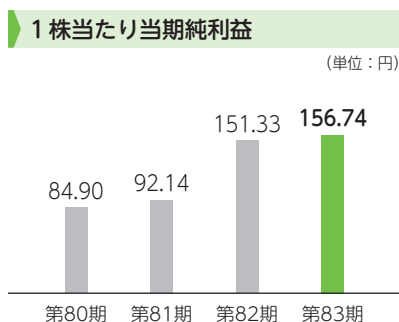
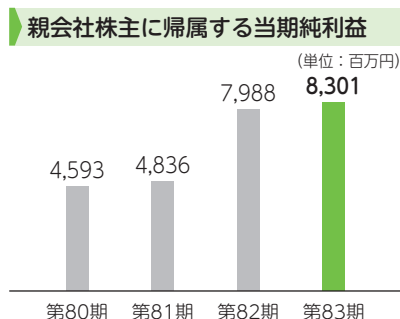
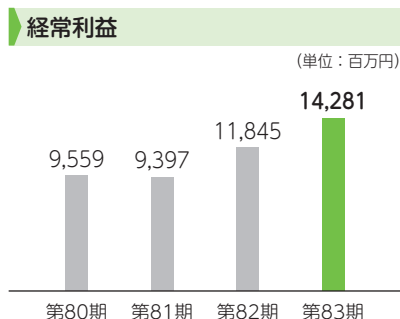
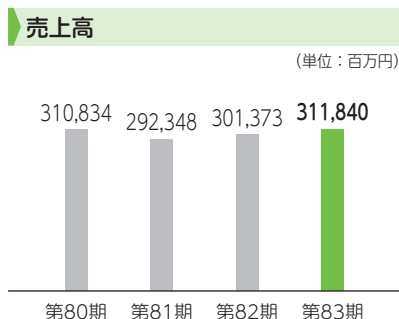
なお、2023年3月期の1株当たり年間配当金につきましては、2022年3月期対比で13円増額の1株当たり42円とさせていただきます。今後も創出したキャッシュは、財務規律を維持する前提のもと、将来に向けた成長投資に振り向けるとともに、安定配当と収益拡大による増配を目指すことで株主還元の充実を実現してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第80期	第81期	第82期	第83期 (当連結会計年度)
売上高	310,834	292,348	301,373	311,840
経常利益	9,559	9,397	11,845	14,281
親会社株主に帰属する当期純利益	4,593	4,836	7,988	8,301
1株当たり当期純利益	84円90銭	92円14銭	151円33銭	156円74銭
純資産	99,572	104,798	113,291	123,793
総資産	223,499	258,798	257,764	266,022



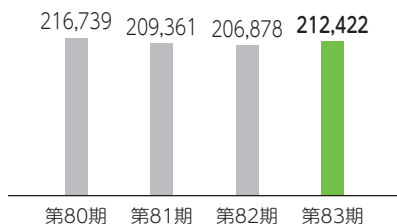
② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第80期	第81期	第82期	第83期 (当事業年度)
売 上 高	216,739	209,361	206,878	212,422
経 常 利 益	6,429	8,620	8,614	11,264
当 期 純 利 益	2,836	5,040	6,263	7,425
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	52円42銭	96円03銭	118円65銭	140円19銭
純 資 産	73,556	78,216	83,164	88,969
総 資 産	187,467	224,277	222,167	230,435

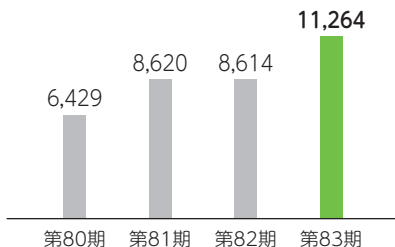
売上高

(単位：百万円)



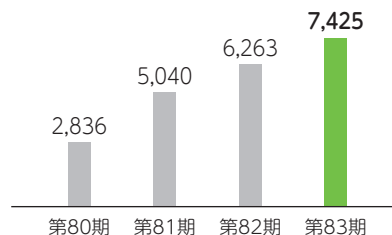
経常利益

(単位：百万円)



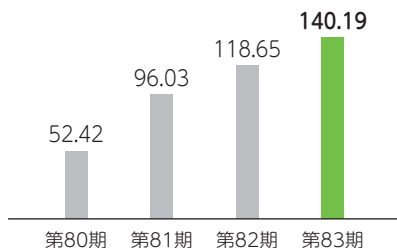
当期純利益

(単位：百万円)



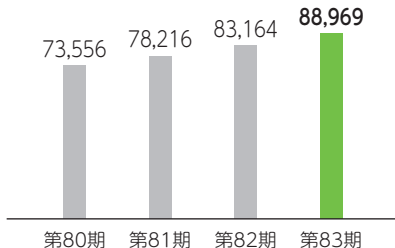
1株当たり当期純利益

(単位：円)



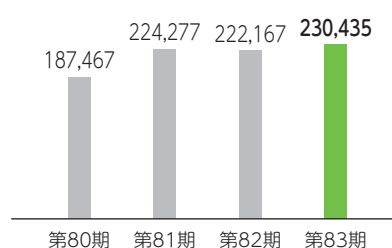
純資産

(単位：百万円)



総資産

(単位：百万円)



(6) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
鴻池メディカル株式会社	100百万円	100.0%	滅菌代行、院内外物流システム設計・運用、医療用具の販売
九州産交運輸株式会社	100百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、鉄道・航空利用運送、通関業、倉庫業
日本空輸株式会社	100百万円	100.0%	一般貨物自動車運送、航空利用運送、旅行業
関西陸運株式会社	87百万円	100.0%	一般貨物自動車運送（特別積合せ含む）、食料品の梱包・保管・仕分
株式会社NKSホールディング	90百万円	100.0%	空港における航空便の旅客・グランドハンドリング業務
コウノイケ・エアポートサービス株式会社	50百万円	100.0%	輸出入航空貨物取扱業務及び航空機内清掃・整理業務
株式会社Kスカイ	50百万円	90.0%	空港における航空便の旅客・航務業務
株式会社エコイノベーション	100百万円	100.0%	製鉄用諸原料・資材の取扱及び販売、産業廃棄物処理業
KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA, INC.	52百万米ドル	100.0%	貨物倉庫保管、配送業務
BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.	30百万香港ドル	100.0%	国際航空貨物フォワーディング、NVOCC、倉庫、配送業務
KONOIKE VINATRANS LOGISTICS CO., LTD.	3百万米ドル	60.0%	DC倉庫・店舗配送業務、フォワーディング業務、工場・出荷倉庫内請負業務
JOSHI KONOIKE TRANSPORT & INFRASTRUCTURE PVT. LTD.	230百万インド・ルピー	51.0%	鉄道コンテナ輸送事業、自動車鉄道輸送事業

- (注) 1. NVOCC (Non Vessel Operating Common Carrier) とは、自ら国際輸送手段（船舶等）を持たない貨物利用運送事業者であります。
 2. 株式会社NKSホールディングは2023年4月1日付で、鴻池エアホールディング株式会社に商号変更するとともに、主要な事業内容を空港関連事業に属する会社の有価証券の保有・管理、経営指導及び営業支援に関する事業に変更しました。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、複合ソリューション事業、国内物流事業、国際物流事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 複合ソリューション事業
得意先の工場構内運搬事業、輸送事業や機工事業等、得意先密着型の業務を実施しております。
- ② 国内物流事業
冷凍・冷蔵倉庫を拠点とした定温物流事業及びドライ倉庫を拠点とした一般物流事業を実施しております。
- ③ 国際物流事業
国内外において、海上貨物、航空貨物取扱事業及び輸出入貨物の倉庫業務を実施しております。

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

当 社	大阪本社	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
	東京本社	東京都中央区銀座六丁目10番1号
	支 店	大阪港（大阪市）、国際物流関西（大阪市）、国際物流関東（東京都中央区）、関西（大阪市）、和歌山（和歌山県和歌山市）、千葉（千葉市）、鹿島（茨城県鹿嶋市）、エンジニアリング（北九州市）、東海（名古屋市）、静岡（静岡市）、関東中央（東京都中央区）、北日本（仙台市）、中国九州（福岡市）、定温物流（東京都中央区）、西日本（大阪市）、東日本（東京都中央区）、関西中央（大阪市）、関東（千葉市）
鴻池メディカル株式会社	本 社	東京都千代田区有楽町一丁目6番4号
九州産交運輸株式会社	本 社	熊本市南区流通団地二丁目20番3号
日本空輸株式会社	本 社	東京都品川区勝島一丁目5番21号
関西陸運株式会社	本 社	香川県さぬき市昭和121番地20
株式会社NKSホールディング	本 社	千葉県成田市古込字込前154番4号
コウノイケ・エアポートサービス株式会社	本 社	東京都大田区蒲田四丁目22番3号
株式会社Kスカイ	本 社	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地
株式会社エコイノベーション	本 社	茨城県鹿嶋市光3番地
KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA, INC.	本 社	1420 COIL AVENUE WILMINGTON, CA 90744 U.S.A.
BEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.	本 社	RM8A, 8/F, MITA CENTRE, 552-566 CASTLE PEAK ROAD, KWAI CHUNG, NEW TERRITORIES, HONG KONG
KONOIKE VINATRANS LOGISTICS CO., LTD.	本 社	18A LUU TRONG LU STREET, TAN THUAN DONG WARD, DISTRICT 7, HO CHI MINH CITY, VIET NAM
JOSHI KONOIKE TRANSPORT & INFRASTRUCTURE PVT. LTD.	本 社	M-26, MAIN MARKET, GREATER KAILASH-2, NEW DELHI, SOUTH DELHI, DELHI, INDIA, 110048

(注) 1. 当社は、2023年4月1日付で、支店を18支店から11支店に再編しました。再編後の支店は、国際物流関西支店、国際物流関東支店、和

歌山支店、鹿島支店、エンジニアリング支店、東海支店、関東・北日本支店、西日本支店、東日本支店、関西支店、関東支店となっております。

2. 株式会社NK Sホールディングは2023年4月1日付で、鴻池エアーホールディング株式会社と商号変更するとともに、本社を東京都中央区銀座六丁目10番1号に移転しました。

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比
15,709 (8,482) 名	521名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
9,400 (4,977) 名	25名減	42歳9カ月	12年7カ月

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,500百万円
株式会社みずほ銀行	2,900百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,300百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 227,596,808株
- (2) 発行済株式の総数 56,952,442株 (自己株式 3,961,817株を含む)
- (3) 株主数 3,882名
- (4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
江之子島商事株式会社	5,040,888株	9.51%
鴻池運輸従業員持株会	4,915,692株	9.27%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,525,800株	8.54%
銀泉株式会社	3,598,274株	6.79%
鴻池忠彦	2,575,410株	4.86%
株式会社三井住友銀行	2,480,022株	4.68%
日本製鉄株式会社	2,451,418株	4.62%
大阪瓦斯株式会社	2,248,912株	4.24%
鴻池忠嗣	1,623,444株	3.06%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,611,900株	3.04%

(注) 1. 当社は、自己株式を3,961,817株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 18,489株	2名

(注) 当社は、上記の取締役のほか、執行役員 (取締役兼務者を除く) 22名に対して55,887株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長執行役員	鴻 池 忠 彦	取締役会議長 人事・報酬委員会委員	大阪港総合流通センター株式会社 代表取締役副社長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	鴻 池 忠 嗣	国際統括担当兼 技術革新担当	
社 外 取 締 役	大 田 嘉 仁	人事・報酬委員会委員長	株式会社MTG 取締役会長
社 外 取 締 役	増 山 美 佳	人事・報酬委員会委員	増山&Company合同会社 代表社員社長 サントリー食品インターナショナル株式 会社 社外取締役 (監査等委員) コクヨ株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	藤 田 泰 介	人事・報酬委員会委員	株式会社ホギメディカル 社外取締役
監査役 (常勤)	大 谷 貢		
監査役 (常勤)	小 林 寛 昭		
社 外 監 査 役	藤 原 裕		株式会社キッツ 社外取締役 経営革新研究所クロス・ボーダー・ブリ ッジ 代表
社 外 監 査 役	星 千 絵		田辺総合法律事務所パートナー

- (注) 1. 当社は社外取締役 大田嘉仁氏及び増山美佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 2. 当社は社外監査役 藤原裕氏及び星千絵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 3. 監査役 大谷貢氏は内部監査室長、監査役室長等を歴任するなど、幅広い経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 監査役 小林寛昭氏は財務経理本部 副本部長、内部監査室長等を歴任するなど、幅広い経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 社外監査役 藤原裕氏は上場企業の財務部門・IR部門を担当する執行役員等を歴任するなど、幅広い経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 藤田泰介氏と当社との間で、2022年7月1日から2023年6月30日までコンサルティング契約を締結しておりますが、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
 5. 各社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
 6. 当社は、取締役会の一層の活性化並びに経営体制の強化、意思決定の迅速化などを図るため、執行役員制度を導入しており、上記の取締役を兼務する執行役員のほか、専任の執行役員が22名 (2023年3月31日現在) おります。

7. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名		異動前	異動後	異動年月日
鴻池	忠嗣	取締役専務執行役員 海外管掌兼技術革新管掌	取締役専務執行役員 国際統括担当兼技術革新担当	2022年4月1日
中山	英治	取締役常務執行役員 営業管掌兼営業本部本部長	取締役専務執行役員 社長特命事項（営業担当）	2022年4月1日
竹島	徹郎	代表取締役常務執行役員 管理管掌兼ESG担当	代表取締役専務執行役員 コーポレート部門担当兼ESG担当	2022年4月1日

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中山英治	2022年6月23日	任期満了	取締役専務執行役員 社長特命事項（営業担当）
竹島徹郎	2022年6月23日	任期満了	代表取締役専務執行役員 コーポレート部門担当兼ESG 担当

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令に定める最低責任限度額とする契約を締結しております。

(4) 補償契約の内容の概要等

地位	氏名	補償契約の内容の概要
代表取締役会長 兼社長執行役員	鴻池忠彦	当社は、左記の会社役員との間に、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補填することとしております。なお、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には補償の対象としないこととするなどの措置を講じております。
取締役専務執行役員	鴻池忠嗣	
社外取締役	大田嘉仁	
社外取締役	増山美佳	
社外取締役	藤田泰介	
監査役（常勤）	大谷貢	
監査役（常勤）	小林寛昭	
社外監査役	藤原裕	
社外監査役	星千絵	

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役・監査役・執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合等は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(6) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2022年12月20日の取締役会において、当該決定方針の内容を一部改定しております。なお、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について人事・報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることや、人事・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

【基本方針】

当社の役員報酬制度は、企業理念である「私たちの使命」（「人」と「絆」を大切に、社会の基盤を革新し、新たな価値を創造します。）を実現するため、以下を基本方針としております。

- ・ 企業理念「私たちの使命」の実現に貢献するものであること
- ・ 「2030年ビジョン」の実現に向けた優秀な経営陣の確保・維持に資すること
- ・ 常に期待を超えるというチャレンジ精神を促すものであること
- ・ 業績との連動性が高い設計であること
- ・ 中長期的な株価連動報酬を継続すること
- ・ 従業員・株主をはじめとしたステークホルダーに対して、説明責任を果たせる透明性・公正性が担保された設計であること

【基本報酬に関する方針】

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

【業績連動報酬・非金銭報酬等に関する方針】

・ 業績連動報酬等

事業年度ごとに業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の全社業績、部門業績等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。目標となる業績指標やその値等は、適宜、環境の変化に応じて人事・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

・ 非金銭報酬等

取締役退任時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式とし、社外取締役を除く取締役に対し、毎年、一定の時期に付与します。譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬の総額は年額1億円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内とします。

なお、非居住者（日本国外の居住者）であること等により、譲渡制限付株式の付与が困難又は相当でない取締役に対しては、譲渡制限付株式を付与せず、その代替として金銭報酬その他の報酬を支給できるものとしております。

【報酬等の割合に関する方針】

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬等のウェイトが高まる構成とし、人事・報酬委員会において検討を行うこととしております。取締役会は、同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。なお、業務執行取締役については、報酬等の種類は基本報酬（金銭報酬）、賞与（短期インセンティブ）、譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ）で割合を定めるものとし、社外取締役については固定報酬のみとして、その詳細は人事・報酬委員会で審議することとしております。

【報酬等の決定の委任に関する事項】

個人別の報酬額については、人事・報酬委員会の答申に基づき取締役会が決議することとしております。ただし、取締役会は、個人別の報酬額の決定にあたり代表取締役社長執行役員にその具体的内容を委任することができ、委任を受けた代表取締役社長執行役員は、人事・報酬委員会による答申内容を尊重し、決定をしなければならないこととしております。

【上記のほか報酬等の決定に関する事項】

監査役の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により、決定しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式)	
取 締 役 (うち社外取締役)	200 (37)	116 (37)	58 (-)	25 (-)	7名 (3名)
監 査 役 (うち社外監査役)	70 (22)	70 (22)	- (-)	- (-)	4名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	270 (59)	186 (59)	58 (-)	25 (-)	11名 (5名)

- (注) 1. 上記には、2022年6月23日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち、社外取締役0名)に対する支給額を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 賞与は、連結営業利益等の業績や個人別の評価に基づき、役員別の標準額に係数を乗じて算出し、支給額を決定しております。評価指標の一つとして連結営業利益を選択した理由は、当期の業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためです。なお、その実績は13,243百万円であります。
4. 非金銭報酬等の内容は、取締役退任時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式であり、社外取締役を除く取締役に対し、毎年、一定の時期に付与しております。譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬の総額は年額1億円以内とし、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内としております。また、当事業年度における交付状況は、事業報告の26ページ「(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 2020年7月31日開催の第80回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額8億円以内(うち社外取締役分年額1億円以内、また使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役3名)です。また別枠で、2021年6月24日開催の第81回定時株主総会において役員報酬制度の見直しを行い、株式報酬型ストック・オプションに係る報酬枠を廃止し、取締役(社外取締役を除く)に対し、年額1億円以内かつ発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内で譲渡制限付株式を付与することができる旨の決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役3名)です。
6. 2007年6月27日開催の第67回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額1億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
7. 取締役の個人別の報酬額については、人事・報酬委員会の答申に基づき取締役会が決議することとしております。ただし、取締役会は、個人別の報酬額の決定にあたり代表取締役社長執行役員にその具体的内容を委任することができ、委任を受けた代表取締役社長執行役員は、人事・報酬委員会による答申内容を尊重し、決定をしなければならないこととしております。なお、当事業年度は、代表取締役会長兼社長執行役員鴻池忠彦氏に対し、個人別の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長兼社長執行役員が適していると判断したためであります。
8. 当社は、2015年6月24日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退任慰労金制度を廃止し、同株主総会終了後引き続き在任する取締役及び監査役に対して、役員退任慰労金を打切り支給することを決議いただいております。

区 分	支給人員	支給額
退 任 取 締 役	1名	2百万円

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、前記「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動内容

地 位	氏 名	出席状況		発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外取締役	大田 嘉 仁	17回/17回 (100%)	—	<p>経営者としての幅広い業種の経験や、高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
社外取締役	増山 美 佳	17回/17回 (100%)	—	<p>コーポレート・ガバナンス、人材・組織及びM&A等の分野における豊富な経験及び見識や、経営・経済に関するグローバルな知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役	藤田 泰 介	17回/17回 (100%)	—	<p>国内外資本市場における豊富な経験及び見識や、経営・経済に関するグローバルな知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っており、適切な役割を果たしております。</p> <p>また、人事・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

地 位	氏 名	出席状況		発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外監査役	藤原 裕	17回/17回 (100%)	13回/13回 (100%)	取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。監査役会においては、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。
社外監査役	星 千絵	17回/17回 (100%)	13回/13回 (100%)	取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。監査役会においては、適宜質問を行い、適切な意見の表明を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	89百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要子会社のうち、KONOIKE-PACIFIC CALIFORNIA, INC.及びBEL INTERNATIONAL LOGISTICS LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配置計画、会計監査の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。
4. 上記の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、前事業年度の監査に係る追加報酬1百万円が含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である内部統制に関するアドバイザー業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は再任しない等のことに関する議案及び会計監査人の選任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 基本方針

当社は、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略等を総合的に勘案して、内部留保の充実を図りつつ、継続的・安定的かつ業績・収益状況に対応した配当の実現を目指してまいります。

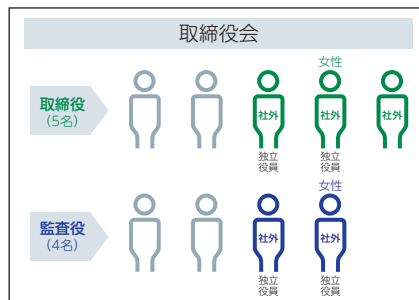
(2) 当期配当の理由

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり24円とさせていただきます。

この結果、2022年12月1日に実施の中間配当金（1株当たり18円）を含む当事業年度の年間配当金は、1株当たり42円となります。

(2) 取締役会の構成

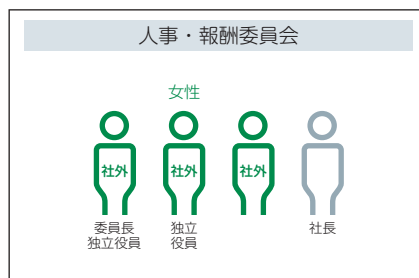
当社の取締役会は、経営の監督と執行の分離を明確にするため、取締役5名のうち3名、監査役4名のうち2名は社外役員で構成（2023年3月31日現在）しております。また、社外役員5名のうち4名は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。2019年6月には取締役会の任意の諮問委員会である「人事・報酬委員会」を設置し、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化を進めております。



(3) 人事・報酬委員会

取締役会の諮問に基づき、委員会を適宜開催し、取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等について審議及び答申を行いました。

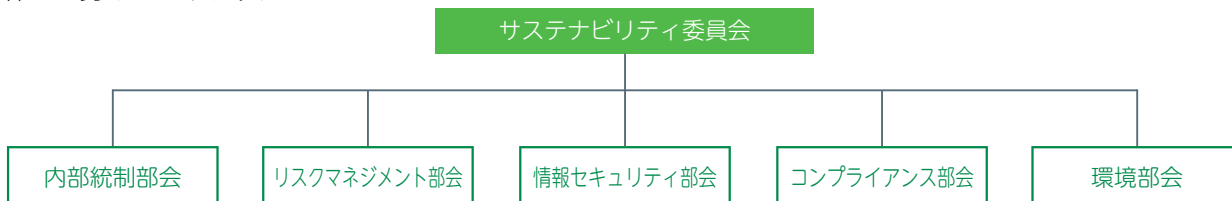
なお、人事・報酬委員会は、独立社外取締役2名、社外取締役1名、社内取締役1名の合計4名によって構成（2023年3月31日現在）され、独立社外取締役の割合は半数に留まりますが、独立社外取締役が委員長を務めていることもあり、人事・報酬委員会の独立性・客観性は確保できているものと判断しております。



・委員長 大田 嘉仁 (独立社外取締役)
 ・委員 鴻池 忠彦 (代表取締役会長兼社長執行役員)
 増山 美佳 (独立社外取締役)
 藤田 泰介 (社外取締役)

(4) サステナビリティ委員会

取締役会の諮問機関として、取締役会からの諮問に対する答申の他、サステナビリティに関する個別の課題についての討議を行い、その内容を取締役会へ定期的に報告することとしております。また、本委員会の傘下には機能別に5つの部会を設けており、各部会が策定した年次計画、運用状況などは本委員会に定期的に報告し、評価を受けることとしております。さらに、各部会には社外有識者1名を招くなど、公正性・客観性の確保にも努めております。

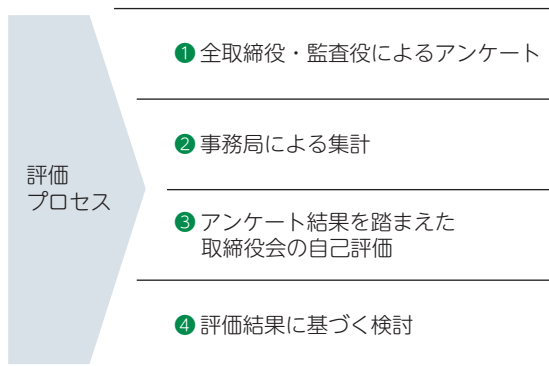


(5) 取締役会の実効性評価

持続的な企業価値向上のため、2016年3月期から、取締役会の構成や運営、議論の内容やサポート体制などの評価を年1回実施し、取締役会の機能強化を図っております。

評価の方法

評価主体	各取締役・監査役による自己評価
評価手法	アンケート方式
回答方式	記名式
評価項目	以下の項目についての評価および自由意見 ① 取締役会の構成 ② 取締役会の運営 ③ 攻め・守りのガバナンス ④ 取締役会の諮問機関（人事・報酬委員会） ⑤ その他



2022年3月期の評価結果の概要、取り組み事項

取締役会の構成は全体の員数や社内・社外取締役の員数のバランスは適切と評価されており、運営面については資料の内容・分量等の一部見直し、経営に関する重要事項を討議する時間を確保したことなどから、評価の改善が見られました。ただし、非財務目標を含めた経営目標に対するモニタリング体制の構築については、改善すべき課題が明らかになりました。

上記の結果を踏まえ、以下の事項などについて改善を進めました。

- ① 新中期経営計画のモニタリング体制の構築
- ② 討議事項の年間計画化の継続
- ③ 取締役会資料の記載内容の充実

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	132,254
現金及び預金	69,381
受取手形、売掛金及び契約資産	57,586
未成工事支出金	91
貯蔵品	1,843
その他	3,576
貸倒引当金	△224
固定資産	133,767
有形固定資産	101,889
建物及び構築物	43,394
機械装置及び運搬具	11,209
土地	41,798
リース資産	2,729
建設仮勘定	869
その他	1,887
無形固定資産	6,097
のれん	1,568
その他	4,528
投資その他の資産	25,781
投資有価証券	12,610
長期貸付金	304
繰延税金資産	5,593
退職給付に係る資産	147
その他	7,280
貸倒引当金	△155
資産合計	266,022

負債の部	
科目	金額
流動負債	52,526
支払手形及び買掛金	15,110
短期借入金	6,636
1年内返済予定の長期借入金	3,869
役員賞与引当金	387
未払費用	11,875
未払法人税等	3,501
その他	11,145
固定負債	89,701
社債	55,000
長期借入金	5,737
リース債務	2,488
繰延税金負債	581
再評価に係る繰延税金負債	1,087
退職給付に係る負債	21,244
役員退任慰労金引当金	118
長期未払金	640
その他	2,802
負債合計	142,228
純資産の部	
株主資本	118,391
資本金	1,723
資本剰余金	1,908
利益剰余金	121,235
自己株式	△6,475
その他の包括利益累計額	2,903
その他有価証券評価差額金	4,284
土地再評価差額金	△5,482
為替換算調整勘定	4,086
退職給付に係る調整累計額	14
非支配株主持分	2,498
純資産合計	123,793
負債・純資産合計	266,022

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上	311,840
売上原価	283,769
売上総利益	28,070
販売費及び一般管理費	14,827
営業利益	13,243
営業外収益	
受取利息	97
受取配当金	458
為替差益	163
貸倒引当金戻入額	3
投資有価証券評価損戻入益	18
受取賃貸料	71
雇用調整助成金	324
その他	484
	1,621
営業外費用	
支払利息	269
投資有価証券評価損失	0
持分法による投資損失	217
貸倒引当金繰入	7
その他	88
	583
経常利益	14,281
特別利益	
固定資産売却益	179
投資有価証券売却益	12
特別損失	
固定資産除売却損	242
投資有価証券評価損失	59
減損	407
その他	0
	709
税金等調整前当期純利益	13,764
法人税、住民税及び事業税	5,737
法人税等調整額	△368
	5,368
当期純利益	8,395
非支配株主に帰属する当期純利益	94
親会社株主に帰属する当期純利益	8,301

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	104,877
現金及び預金	55,140
受取手形	582
電子記録債権	5,543
売掛金	37,392
契約資産	1,790
未成工事支出金	70
貯蔵品	1,086
短期貸付金	1,764
その他	2,118
貸倒引当金	△612
固定資産	125,557
有形固定資産	70,603
建物	28,481
構築物	1,525
機械及び装置	4,048
車両運搬具	1,320
工具、器具及び備品	989
土地	32,155
リース資産	1,962
建設仮勘定	119
無形固定資産	3,518
借地権	522
ソフトウェア	1,549
ソフトウェア仮勘定	1,444
その他	1
投資その他の資産	51,435
投資有価証券	12,732
関係会社株式	26,101
出資金	302
関係会社出資金	1,655
長期貸付金	240
関係会社長期貸付金	1,372
長期前払費用	349
繰延税金資産	4,723
差入保証金	3,619
その他	794
貸倒引当金	△111
投資損失引当金	△345
資産合計	230,435

負債の部	
科目	金額
流動負債	58,213
買掛金	9,839
短期借入金	25,957
1年内返済予定の長期借入金	3,200
リース債務	439
役員賞与引当金	387
未払金	4,358
未払費用	9,195
未払法人税等	2,617
未払消費税等	1,654
預り金	432
その他	131
固定負債	83,252
社債	55,000
長期借入金	5,500
リース債務	1,732
再評価に係る繰延税金負債	1,087
退職給付引当金	17,325
資産除去債務	1,825
長期未払金	592
その他	190
負債合計	141,466
純資産の部	
株主資本	90,258
資本金	1,723
資本剰余金	930
資本準備金	930
利益剰余金	94,079
利益準備金	427
その他利益剰余金	93,651
固定資産圧縮積立金	2,136
別途積立金	48,080
繰越利益剰余金	43,434
自己株式	△6,475
評価・換算差額等	△1,288
その他有価証券評価差額金	4,193
土地再評価差額金	△5,482
純資産合計	88,969
負債・純資産合計	230,435

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上	212,422
売上原価	192,958
売上総利益	19,464
販売費及び一般管理費	9,752
営業利益	9,712
営業外収入	
受取利息	201
受取配当	1,776
受取替調整の利益	82
受取為替差助成	10
受取雇用調整の利益	357
受取その他	
営業外費用	
支払利息	109
支払倒引当金	201
支払引当金繰入	505
支払その他	58
経常利益	11,264
特別利益	
固定資産売却益	45
固定資産売却益	4
特別損失	
固定資産除売却損	81
固定資産売却評価損	1
減価償却費	340
関係会社株式評価損	61
その他	42
税引前当期純利益	10,786
法人税、住民税及び事業税	3,767
法人税、住民税及び事業税調整額	△405
当期純利益	7,425

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

鴻池運輸株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 場 達 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鴻池運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

鴻池運輸株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 明
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 場 達 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鴻池運輸株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

鴻池運輸株式会社 監査役会
 監査役(常勤) 大谷 貢^④
 監査役(常勤) 小林 寛昭^④
 社外監査役 藤原 裕^④
 社外監査役 星 千絵^④

株主総会会場 | ご案内図



🕒 日時

2023年6月22日 (木曜日) 午前10時
受付開始 午前9時

🏢 場所

HK淀屋橋ガーデンアベニュー 2階
当社大阪本社 大会議室
大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
電話 06-6227-4600

🚆 最寄り駅

大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋」駅
(⑬番出口より 徒歩約2分)

※ 会場建物内は禁煙となっております。

※ 会場には外来者専用駐車場・駐輪場がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

